

安全保障輸出管理に係る外国人留学生取扱要項に関するよくある質問（FAQ）

Q1. 本制度で対象となる「外国人留学生」とは、本学の「外国人留学生規程」に規定される「留学生」という理解でよいか

A1. 法律上は「6か月未満の非居住者」及びという定義であり、在留資格に関わらず、本学において教育を受ける全ての外国人が対象となります。そのため、数週間程度の短期海外研修プログラムに参加する外国人学生等も含まれます。

また、令和4年5月1日から施行されている「みなし輸出管理の運用明確化」により特定類型に該当する居住者であっても外為法の管理対象となりました。

Q2. 文系の専攻では規制対象となる技術を提供していないと思われるが、チェックシートを作成しなければならないか。

A2. 外為法上、専攻によって除外する規定はないため、文系の専攻でも対象になります。ただし、規制対象除外の項目で「公知の技術の提供」に当たる場合は、チェックシートの提出のみで構いません。

Q3. 「技術の提供」の例として、「授業」が挙げられているため、ほぼすべての教育活動が「技術の提供」となるのではないか

A3. その通りです。ただし、市販の教科書等を用いる講義形式の授業は規制対象除外の項目である「公知の技術」に当たり、チェックシートの提出のみで構いません。

Q4. 指導教員が決まっていない学部学生等は、誰がチェックシートを作成するのか

A4. チェックシートは受入部局が作成するため、学部長名で作成することとなります。

Q5. チェックシートの提出先はどこか

A5. 学務部教務課留学生交流室に提出してください。

令和5年1月の様式変更時にチェックシートの押印を廃止しましたので、チェックシートを記載されましたら、メールにて送付ください。

送付先：ryugaku@mail.admin.saga-u.ac.jp

Q6. 誓約書は、チェックシートと同時に提出しなければならないのか。

A6. 原則として、チェックシートは受け入れ前の提出、誓約書は受け入れ後の提出となっています。基本的には、正規留学生及び交換留学生については、来日後に行われる「新入留学生オリエンテーション」において、記入させることとしています。

Q7. 安全保障輸出管理に係る外国人留学生を受け入れる際にいつの時点で、チェックシートを出せばよいか

A7. 原則として、受入の2週間前までに提出してください。

また、国費留学生については、国費外国人留学生推薦調書に外為法（安全保障輸出管理）を確認することになっています。

Q8. 受入決定後に技術の提供ができないとなった場合、どうするのか。

A8. 提供する技術の内容を変更する必要がある。受入の判断に支障が出る場合は、早めに相談してください。

Q9. 設問 2 で「外国人留学生は来日後 6 ヶ月を経過していますか？」と問われているが、確認の方法は

A9. パスポートの上陸許可年月日により確認ができます。

Q10. “「基礎科学分野」であると確認した根拠”の記載について、文字数規制、例文、などが無いと簡単なものから専門的なもの（専門以外の人を読んでも分からないもの）まで、幅広くなるのではないか

A10. まず、設問 5 に該当するかもしれない場合は、本学リージョナルイノベーションセンター 客員教授にご相談してください。